

海外安全官民協力会議 第21回幹事会開催結果【概要】

1. 開催日・場所 平成19年7月27日 金曜日 午後4時～午後6時

2. 出席者 幹事会メンバー 18名
オブザーバー 2名
ジェイアイ傷害火災保険(株) 2名
外務省 領事局海外邦人安全課長 齋藤法雄
外務省 領事局邦人テロ対策室長 山内弘志 他

3. 議事要旨

議題1 地域情勢テロ・地域情勢等

(1) 海外邦人安全課長より、パキスタン情勢について報告。

イスラマバードのモスクに過激派や神学生が立てこもっていた事件、その後のテロの頻発等を受け、7月25日付で危険情報を引き上げた。同国の情勢は流動的であり、今後とも注意を要する。

(2) 邦人テロ対策室長より、英国テロ情勢について報告。

6月29日にロンドンで駐車中の車輦等から爆発物が発見され、また、翌30日、グラスゴウの空港に車輦が突っ込み炎上した。英国では国内でのテロ事件発生に対する脅威度を最高度に引き上げた。

7月25日、ブラウン首相は、国家セキュリティ戦略の作成を発表し、入国査証や出入国管理の強化、英国国民及び同国に滞在する外国人のバイオメトリクスIDの所持等について指針を示した。

(3) 邦人テロ対策室長より、アフガンにおける韓国人誘拐について報告。

アフガニスタンにおける韓国人一行の誘拐事件に関し、外務省では、7月19日にスポット情報にて注意喚起し、さらに7月25日には、アフガニスタンに対する危険情報を改訂し、同国全土を「退避勧告」地域に指定した。アフガニスタン情勢は改善の兆しもなく、今後一層の対策が必要である。

議題2 海外旅行保険の解説

ジェイアイ傷害火災保険(株)加藤海外サービスセンター課長代理より解説。
海外旅行保険への加入状況は、40%が必ず加入、25%が加入しない、35%が加入する場合ありというアンケート結果がある。保険に加入しない理由の約6

割がクレジットカードの保険で充分というものであるが、クレジットカードの保険の治療費限度額はゴールドカードでも 200 万円程度であり注意を要する。

当社の調査によれば、保険加入者の 39 人に一人がトラブルに遭遇している。支払い保険金全体の内訳は、治療・救援が約 50%、携行品の破損・盗難が 33%、搭乗機の遅延・欠航等にともなう諸費用の補償等が 13% である。

米国リゾートで男性が海に飛び込んだ際に頸椎を骨折したケースでは、ICU で 15 日間治療し、帰国時にはチャーター機で医療搬送され、治療救援費用限度額一杯の 2 千万円を支払ったが、現地で生じた費用は非常に高額であり、差額の数千万円は自己負担となった。海外では医療サービスが極めて高額となるケースも多いので、十分な補償額の保険に加入いただきたい。

欧州に旅行中の女性が、不眠・食欲不振を訴え受診したケースでは、精神疾患と診断され 12 日間入院し、医療搬送されて帰国し、645 万円の保険金が支払われた。我が国では毎年 3 万人が自殺しており、昨年、各種法整備により企業も取り組みを求められている。このような背景の中、当社においても、メンタルヘルス対応をサービスに取り入れることを検討している。

北米に旅行した男性が肺の疾患を発症したケースでは、6 日間入院し、医療搬送されて帰国し、約 1,000 万円の費用が生じたが、持病であったため、保険金を支払うことができなかった。なお、このケースでは、現地の医師が持病であることを確認し、男性が日本で受診していた病院から治療に必要な情報を入手しようと試みたが、日本の病院側が個人情報であるとして当初情報提供を拒んだため、対応に支障が生じた。持病をお持ちの方は特に、治療履歴、薬、アレルギー等を記載した英文診断書を携行すべきと考える。また、企業として、社員の病歴等を必要に応じて確認できる仕組みを整えることも検討に値すると考える。

一般的な考え方として、治療・救援費用として保険金をお支払いするのは、海外旅行中に発生した海外旅行中の治療、及び海外旅行終了後 72 時間以内に開始した治療、つまり、原因が海外旅行中のものであることが原則である。また、救援費用の場合は、死亡、3 日以上入院、航空機・船舶の行方不明・遭難、事故による生死未確認、警察等により捜索・救助活動の必要性が確認された場合には支払い対象となる。反対に、保険金をお支払いできないのは、予防接種・健康診断、故意、けんか・自殺・犯罪行為、酒酔い運転・無資格

運転、戦争・革命・放射能汚染、妊娠・出産などに係る病気、歯科疾病、旅行以前から発病または治療を継続している疾病（いわゆる持病）等である。治療費用の中で、補償対象になるのは、医療代・薬代、交通費・医療通訳雇入費、入院時の国際電話料・身の回り品購入費、治療後の帰国交通費・宿泊費等であるが、180日間を限度としている。また、救援費用では、搜索救助費用、3人分までの救援者の航空機等往復運賃、14日分を限度とする救援者の宿泊代、現地からの移送費用、遺体処理費用等が補償対象となる。新型インフルエンザが旅行中に発症した場合は、補償の対象となると思われるが、空路が閉鎖された場合や搬送許可が出ないような場合には、現地での治療に高額な費用が生じるため、十分な補償額の保険に加入することが重要である。

議題3 平成19年度の取り組みと今後の官民協力

海外邦人安全課長より報告。

外務省においては、海外における海外安全対策について、情報発信・広報、全米・カナダ邦人安否確認システムの改良、海外で開催される安全対策連絡協議会、海外安全キャンペーン、在外公館における精神科顧問医委託契約、休館時電話対応業務のアウトソーシング化等に取り組んでいる。

外務省としては、高齢者対策、精神障害者援護、感染症対策、大規模自然災害対策、海外旅行保険加入促進等を当面の重点課題と捉えており、今後、官民協でも議論したいと考えているが、同時に、各社・団体の課題等民側の関心事項についても提案いただき、今後議論を重ねたい。

例えば、ハイレベルの危険情報が発出されている国・地域において事業を継続・展開するためには様々な問題を解決する必要があるが、こういった課題に関する民側の検討・取り組み事項を紹介いただき、意見交換を行ったり、危機が発生した際に生じる事業継続の問題点について情報共有を行うことは、官民協力を進め、情報共有を図る上でも有益と考えるので、民側からも積極的に発言・提言をいただきたい。

4. 次回会合 平成19年9月28日

以上